

消防予第167号
平成26年4月14日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

蓄電池設備の基準の一部を改正する件等の公布について

「蓄電池設備の基準の一部を改正する件」（平成26年消防庁告示第10号。以下「10号告示」という。）、「消防法施行規則第四条の四第八項の指定表示を指定する件を廃止する件」（平成26年消防庁告示第12号。以下「12号告示」という。）、「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件」（平成26年消防庁告示第13号。以下「13号告示」という。）、「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件」（平成26年消防庁告示第14号。以下「14号告示」という。）、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件」（平成26年消防庁告示第15号。以下「15号告示」という。）、「消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件の一部を改正する件」（平成26年消防庁告示第16号。以下「16号告示」という。）、「消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件の一部を改正する件」（平成26年消防庁告示第17号。以下「17号告示」という。）、「消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類を定める件の一部を改正する件」（平成26年消防庁告示第18号。以下「18号告示」という。）、「スプリンクラー設備等の送水口の基準の一部を改正する件」（平成26年消防庁告示第19号。以下「19号告示」という。）及び「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準の一部を改正する件」（平成26年消防庁告示第20号。以下「20号告示」という。）が平成26年4月14日に公布されました。

今回の改正は、蓄電池設備の基準の見直しを行うほか、難燃処理及び防災処理についての指定表示の指定の廃止を行うとともに、特定駐車場用泡消火設備に係る点検の期間、基準及び点検票の様式、工事及び整備を行うことができる消防設備士の資格並びに点検を行うことができる消防設備士及び消防設備点検資格者等を定める告示等を改正するもので

す。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 蓄電池設備の基準の一部を改正する件に関する事項

産業用リチウム二次電池に係る J I S 規格が制定されたことに伴い、リチウムイオン蓄電池を用いる蓄電池設備の構造及び性能の基準について、所要の規定の整備を行ったこと。（10号告示関係）

- 1 リチウムイオン蓄電池の最低許容電圧について、定義の明確化を行ったこと。
- 2 リチウムイオン蓄電池の種類に、「産業用リチウム二次蓄電池」に係る J I S 規格に適合する蓄電池を追加したこと。
- 3 リチウムイオン蓄電池を用いる蓄電池設備には、蓄電池の最低許容電圧を表示することとしたこと。
- 4 上記の改正に伴い、所要の規定の整備を行ったこと。

第二 消防法施行規則第四条の四第八項の指定表示の指定を廃止する件に関する事項

合板の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第233号）の一部が改正され、難燃処理及び防災処理についての規定が削除されたことに伴い、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第四条の四第八項の指定表示の指定（平成17年消防庁告示第5号）を廃止したこと。（12号告示関係）

第三 消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件等に関する事項

特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成26年総務省令第23号）の制定に伴い、特定駐車場用泡消火設備に係る試験結果報告書の様式、点検の期間、方法及び報告書の様式、点検票の様式、点検を行うことができる消防設備士及び消防設備点検資格者並びに工事及び整備を行うことができる消防設備士の資格等について、所要の規定の整備を行ったこと。

- 1 特定駐車場用泡消火設備試験結果報告書の様式を別記様式第38として追加したこと。（13号告示関係）
- 2 特定駐車場用泡消火設備の点検の結果についての報告書の様式について、所要の規定の整備を行ったこと。また、別記様式第1及び第3の点検者欄及び備考欄を改正し、点検者に関する報告内容を拡充したこと。（14号告示関係）
- 3 特定駐車場用泡消火設備の点検基準及び点検票を、別表第36及び別記様式第36として追加したほか、所要の規定の整備を行ったこと。（15号告示関係）
- 4 消防設備士又は消防設備点検資格者が行うことができる消防用設備等又は特殊消防

用設備等の種類に特定駐車場用泡消火設備を加え、点検を行うことができる資格は、消防設備士については第2類の甲種消防設備士又は乙種消防設備士とし、消防設備点検資格者については第1種消防設備点検資格者としたこと。（16号告示関係）

- 5 消防設備士でなければ行ってはならない消防用設備等の工事又は整備のうち、電源、水源及び配管の部分を除くことができる消防用設備等に類するものとして特定駐車場用泡消火設備を追加したこと。（17号告示関係）
- 6 消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類に特定駐車場用泡消火設備を加え、工事を行うことができる資格が第2類甲種消防設備士と、整備を行うことができる資格が第2類乙種消防設備士とされたこと。（18号告示関係）

第四 消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものの一部を改正する件に関する事項

特定小規模施設用自動火災報知設備について、すべての感知器が無線式感知器であり、かつ、連動型警報機能付感知器であって、受信機を設けないものを、「消防設備士でなければ行ってはならない工事又は整備」から除いたこと。（17号告示関係）

第五 スプリンクラー設備等の送水口の基準の一部を改正する件に関する事項

消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成4年自治省令第2号）及び消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成4年自治省令第3号）の規定が統合され、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）が制定されたことに伴い、結合金具に関する省令を引用しているスプリンクラー設備等の送水口の基準（平成13年6月29日消防庁告示第37号）について、所要の規定の整備を行ったこと。（19号告示関係）

第六 屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準の一部を改正する件に関する事項

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第21号）により、これまで消防法施行令（昭和36年政令37号）第32条を適用して設置されていた天井設置型の屋内消火栓設備の屋内消火栓及びスプリンクラー設備の補助散水栓（以下「天井設置型の屋内消火栓設備の屋内消火栓等」という。）が本則化されたことに伴い、天井設置型の屋内消火栓設備の屋内消火栓等に用いられるボール弁についても、「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」（平成25年消防庁告示第2号）に規定を設けたこと。（20号告示関係）

第七 施行期日

- 1 10号告示は、平成26年7月1日から施行することとしたこと。（10号告示関係）

2 12号告示は、合板の日本農林規格の一部を改正する件（平成26年農林水産省告示第303号）の施行の日（平成26年5月26日）から施行することとしたこと。

（12号告示関係）

3 13号告示、14号告示、15号告示、16号告示、17号告示、18号告示、19号告示及び20号告示は、公布の日（平成26年4月14日）から施行することとしたこと。ただし、17号告示第2第1号（6）は、平成27年4月1日から施行することとしたこと。（13号告示、14号告示、15号告示、16号告示、17号告示、18号告示、19号告示及び20号告示関係）

第八 経過措置

合板の日本農林規格を改正する件の施行前に合板の日本農林規格により格付けされた合板に付される難燃処理又は防炎処理をした旨の表示については、この告示による廃止前の消防法施行規則第四条の四第八項の指定表示の指定第一号及び第二号の規定は、なお効力を有することとしたこと。（12号告示関係）

○消防庁告示第十号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第四号ハ（ニ）の規定に基づき、蓄電池設備の基準の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十四日

消防庁長官 大石 利雄

第二第一号(十)中「蓄電池の公称電圧の八十パーセントの電圧をいう。」を「蓄電池の性能を保持するため
に最低限度必要な電圧をいう。以下同じ。」に改める。

第二第二号(二)中「適合するもの。」を「適合するもの」に改める。

第二第二号(三)を次のように改める。

(三) リチウムイオン蓄電池は、次のいずれかに該当するもの又はこれらと同等以上の構造及び性能を有
するものであること。

イ 電気用品の技術上の基準を定める省令（平成二十五年経済産業省令第三十四号）の規定に適合し
、かつ、J I S C 八七一一（ポータブル機器用リチウム二次電池）に適合するもの

ロ J I S C 八七一一一（産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム第一部）及び J I S C 八七一五―二（産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム第二部）に適合するもの

第二第二号(七)の次に次のように加える。

(ハ) リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池の最低許容電圧は、公称電圧の八十パーセントの電圧であること。

第三第六号中「定格電圧」を「公称電圧」に改め、「定格容量」の下に「並びに蓄電池の最低許容電圧」を加える。

附 則

この告示は、平成二十六年七月一日から施行する。

○消防庁告示第十二号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の四第八項の規定に基づき、消防法施行規則第四条の四第八項の指定表示を指定する件を廃止する件を次のように定める。

平成二十六年四月十四日

消防庁長官 大石 利雄

消防法施行規則第四条の四第八項の指定表示を指定する件（平成十七年消防庁告示第五号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、合板の日本農林規格の一部を改正する件（平成二十六年農林水産省告示第三百三号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 合板の日本農林規格を改正する件の施行前に合板の日本農林規格（平成十五年農林水産省告示第二百三十三号）により格付けされた合板に付される難燃処理又は防火処理をした旨の表示については、この告示

による廃止前の消防法施行規則第四条の四第八項の指定表示の指定第一号及び第二号の規定は、なお効力を有する。

○消防庁告示第十三号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の三第五項の規定に基づき、消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件（平成元年消防庁告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十四日

消防庁長官 大石 利雄

第三十七号の次に次の一号を加える。

三十八 特定駐車場用泡消火設備試験結果報告書 別記様式第三十八

別記様式第三十七の次に次の一様式を加える。

特定駐車場用泡消火設備試験結果報告書

試験実施日 年 月 日

試験実施者

住所

氏名

印

用途	()項 ・		構造			
延べ面積	m ²		階数	地上 階	地下 階	
試験項目			種別・容量等の内容		結果	
水	源	水源の種類・構造	—			
		水量	m ³ (縦 m横 m 有効深さ m)			
		吸水障害防止措置	有 ・ 無			
		給水措置	—			
		耐震措置	有 ・ 無			
外 観 試 験	加 圧 送 水 装 置	設置場所				
		ポンプの仕様	製造者名	定格吐出量 L/min		
			型式	定格全揚程 m		
		電動機の仕様	製造者名	種別 型電動機		
			型式	定格電圧 V		
			製造番号	定格電流 A		
		ポンプ・電動機	設置状況	—		
			接地工事	種接地		
			配線	—		
			潤滑油	—		
		水温上昇防止のための 逃し装置	配管・バルブ類	管の呼び	A	
			オリフィス等	流過口径	mm	
			ブースターポンプに設ける 逃し配管・逃し装置	逃がし配管の高さ	m	
				逃し装置の設定圧力	MPa	
性能試験装置の配管・バルブ類						

試 験 項 目			種 別 ・ 容 量 等 の 内 容	結 果		
外 観 試 験	加 圧 送 水 装 置	呼 水 装 置	材 質	鋼板製 ・ 合成樹脂製		
			水 量	L		
			溢 水 用 排 水 管	管の呼び	A	
			呼 水 管	管の呼び	A	
			補 給 水 管	管の呼び	A	
			減 水 警 報 装 置	フロートスイッチ ・ 電極		
		制 御 装 置	設 置 場 所			
			制 御 盤	—		
			予 備 品 等	—		
			接 地 工 事	種接地		
		圧 力 計 ・ 連 成 計	設 置 位 置	—		
			性 能	級		
	減 圧 措 置			有 ・ 無		
	起 動 装 置	直 接 操 作 部				
		起 動 用 水 圧 開 閉 装 置	起 動 用 圧 力 タ ン ク	第2種圧力容器 ・ 高圧ガス圧力容器		
			タ ン ク 容 量	L		
			配 管 ・ バ ル ブ 類	管の呼び	A	
		自 動 式 起 動 装 置	感 知 器	—		
		流 水 検 知 装 置				
	高 架 水 槽 を 用 いる も の	構 造				
		内 容 積 ・ 落 差		m ³ m		
		配 管 ・ バ ル ブ 類		—		
		水 位 計		—		
	圧 力 水 槽 を 用 いる も の	種 類 ・ 構 造		第2種圧力容器 ・ 高圧ガス圧力容器		
		内 容 積 ・ 有 効 圧 力		m ³ m		
		自 動 加 圧 装 置		有 ・ 無		
		配 管 ・ バ ル ブ 類		—		
水 位 計 ・ 圧 力 計		—				
耐 震 措 置			有 ・ 無			
配 管 ・ バ ル ブ 類	設 置 状 況					
	機 器	配 管		—		
		バ ル ブ 類		—		
		吸 水 管		—		
		フ ー ト 弁		—		
耐 震 措 置			有 ・ 無			
電 源	常 用 電 源			V		
	非 常 電 源 の 種 類			専用受電 ・ 自家発電 ・ 蓄電池		

試 験 項 目			種 別 ・ 容 量 等 の 内 容	結 果	
外 観 試 験	閉鎖型泡水溶液ヘッド	設 置 方 法	配 置 等	—	
			配 管 へ の 取 付	—	
			取 付 方 向	—	
		機 器	標 示 温 度	—	
			構 造 ・ 性 能	—	
			配 置 等	—	
	開放型泡水溶液ヘッド等	設 置 方 法	配 管 へ の 取 付	—	
			取 付 方 向	—	
			取 付 方 向	—	
		機 器	構 造 ・ 性 能	—	
			配 置 等	—	
			配 管 へ の 取 付	—	
	感 知 継 手	設 置 方 法	取 付 方 向	—	
			取 付 方 向	—	
			取 付 方 向	—	
		機 器	標 示 温 度	—	
			構 造 ・ 性 能	—	
			配 置 等	—	
	泡 へ ッ ド	設 置 方 法	配 管 へ の 取 付	—	
			取 付 方 向	—	
			取 付 方 向	—	
機 器		泡 へ ッ ド	—		
		配 置 等	—		
		配 管 へ の 取 付	—		
一 斉 開 放 弁	設 置 状 況	復 旧 ピ ン	—		
	作 動 試 験 装 置				
	機 器	構 造 ・ 性 能	—		
制 御 弁		設 置 場 所 等	—		
		設 置 高 さ	床面からの高さ	m	
		構 造	—		
		表 示	—		
流 水 検 知 装 置		設 置 場 所 等	—		
		種 別 ・ 口 径	—		
		減 圧 警 報	—		
		構 造 ・ 性 能	—		
末 端 試 験 弁		設 置 場 所	—		
		構 造	—		
		表 示	—		

特定駐車場用泡消火設備

④

試 験 項 目			種 別 ・ 容 量 等 の 内 容	結 果	
外 観 試 験	自 動 警 報 装 置	音 響 警 報 装 置	—		
		火 災 表 示 装 置	—		
	減 圧 措 置		有 ・ 無		
	泡 消 火 薬	泡消火薬剤貯蔵槽	設 置 場 所		
			泡消火薬剤の適正		
			貯 蔵 量	L	
			圧 力 計 の 指 示	MPa	
	剤 貯	泡消火薬剤 混 合 装 置	設 置 場 所	—	
			混 合 方 法	—	
			構 造 ・ 性 能	—	
	蔵 槽	泡消火薬剤	種 別		
			性 能	希釈容量濃度 %	
	等	混 合 装 置 試 験 弁	設 置 場 所	—	
			表 示	—	
	耐 震 措 置		—		
	制 御 盤		設 置 場 所	—	
			周 囲 の 状 況 ・ 操 作 性	—	
			設 置 状 況	—	
			構 造 ・ 性 能	—	
			操 作 部	—	
予 備 品 等			—		

試 験 項 目			種 別 ・ 容 量 等 の 内 容	結 果	
機 能 試 験	呼 水 装 置 作 動 試 験	減水警報装置作動状況	床面からの高さ cm		
		自動給水装置作動状況	—		
		呼水槽からの水の補給状況	—		
	制 御 装 置 試 験	起動・停止操作時の状況等	—		
		電源切替時の運転状況	—		
	起 動 装 置 試 験	ポンプの起動状況	—		
		起動表示の点灯状況	—		
		起動用水圧開閉装置の 作 動 圧 力	設定圧力 MPa 作動圧力 MPa		
	ポ ン プ 試 験	運 転 状 況	—		
		※ 締切運 転時の状 況	締切揚程	m	
			電 圧	V	
			電 流	A	
		※ 定格負 荷運転時 の状況	定格揚程	m	
			電 圧	V	
	電 流		A		
	※ 水 温 上 昇 防 止 装 置 試 験		逃し水量	L/min	
	※ ポ ン プ 性 能 試 験 装 置 試 験		表示値の差	L	
	高 架 水 槽 を 用 いる も の	作 動 試 験	給水装置作動状況		
		静 水 圧 測 定			
	圧 力 水 槽 を 用 いる も の	作 動 試 験	給水装置作動状況		
			自 動 加 圧 装 置 作 動 状 況		
静 水 圧 測 定					
配 管 耐 圧 試 験			試験圧力 MPa		
流 水 検 知 装 置 ・ 表 示 等			—		
一 斉 開 放 弁					

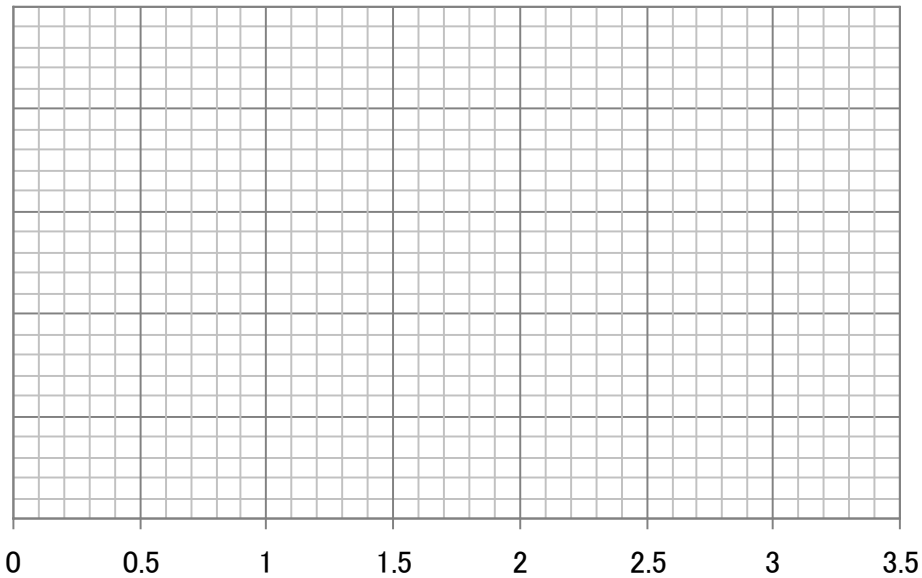
総 合 試 験	放射試験		起 動 性 能 等	—	
			放 射 圧 力	備考欄表参照	
			放 射 量	備考欄表参照	
	希 積 容 量 濃 度			%	
	発 泡 倍 率			倍	
	2 5 % 還 元 時 間			sec	
	制 御 盤	予備電源 試 験	電 源 の 自 動 切 替 機 能	—	
			端 子 電 圧 ・ 容 量	—	
	非常電源切替試験		自 家 発 電 設 備	—	
			蓄 電 池 設 備	—	
燃 料 電 池 設 備			—		

放射試験の記入欄

区画	1	2	3					
放射圧力 MPa								
放射量 L/min								

放射量Qは、 $Q = K\sqrt{10P}$ で求める。K=60、P=放射圧力

屈折率計の読みと希積容量濃度（混合率）



希積容量濃度（混合率）

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 選択肢のある欄は、当該事項を○印で囲むこと。
 - 3 ※「加圧送水装置の基準」(平成9年消防庁告示第8号)に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が指定する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。
 - 4 結果の欄には、良否を記入すること。
 - 5 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
 - 6 操作盤が設けられているものにあつては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

附 則

この告示は公布の日から施行する。

○消防庁告示第十四号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第一項及び第四項の規定に基づき、消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十六年消防庁告示第九号）を次のように改正する。

平成二十六年四月十四日

消防庁長官 大石 利雄

第三の表中「二酸化炭素消火設備」を「不活性ガス消火設備」に、「並びに複合型居住施設用自動火災報知設備」を「複合型居住施設用自動火災報知設備並びに特定駐車場用泡消火設備」に改める。

別記様式第一を次のように改める。

別記様式第 1

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書 年 月 日 消防長（消防署長）（市町村長） 殿 届出者 住 所 _____ 氏 名 _____ (印) 電話番号 _____							
下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第17条の3の3の規定に基づき報告します。 記							
防 火 対 象 物	所 在 地						
	名 称						
	用 途						
	構造・規模	造	地上	階	地下	階	
	床面積	m ²	延べ面積	m ²			
点 検 期 間	年 月から 年 月まで（ 年 月から 年 月まで）						
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類等							
点 検 票	別添のとおり						
点 検 者	住 所			社 名			
	氏 名			電話番号			
	点 検 資 格	消 防 設 備 士	種 類 等	交付知事	交付年月日	講 習 受 講 状 況	
			種 類	都道府県	交付番号	受 講 地 受講年月	
		消 防 設 備 点 検 資 格 者	種 類	特・第1・第2種	年 月 日	都 道 府 県	年 月
					第 号		
				交付年月日	再 講 習 受 講 状 況		
				交付番号	受 講 年 月		
			年 月 日	年 月			
			第 号				
※受 付 欄		※経 過 欄			※備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 点検者が複数の場合は、別記様式第3に記入し、添付すること。
- 3 消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。
- 4 ※印欄は、記入しないこと。
- 5 点検期間のうち、消防用設備等と同時に特殊消防用設備等を点検する場合、その点検期間を（ ）へ記入すること。
- 6 住所、社名及び電話番号の欄は、点検者が会社（会社以外の法人に所属する場合は当該法人）に所属する場合には、当該所属する会社の住所、社名及び電話番号を記入すること。

別記様式第三を次のように改める。

別記様式第3

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検者一覧表

点 検 者					設 備 名	
住所				社 名		
氏名				電話番号		
資 格	消 防 設 備 士	種 類 等	交付知事	交付年月日	講習受講状況	
		甲・ 乙 種 類	都道 府 県	交付番号	受 講 地	受 講 年 月
				年 月 日	都道 府 県	年 月
		消 防 設 備 点 検 資 格 者	種 類		交付年月日	再講習受講状況
			交付番号	受 講 年 月		
	特 種		年 月 日	年 月		
			第 号			
	第 1 種		年 月 日	年 月		
			第 号			
	第 2 種		年 月 日	年 月		
			第 号			
	住所				社 名	
氏名				電話番号		
資 格	消 防 設 備 士	種 類 等	交付知事	交付年月日	講習受講状況	
		甲・ 乙 種 類	都道 府 県	交付番号	受 講 地	受 講 年 月
				年 月 日	都道 府 県	年 月
		消 防 設 備 点 検 資 格 者	種 類		交付年月日	再講習受講状況
			交付番号	受 講 年 月		
	特 種		年 月 日	年 月		
			第 号			
	第 1 種		年 月 日	年 月		
			第 号			
	第 2 種		年 月 日	年 月		
			第 号			
	住所				社 名	
氏名				電話番号		
資 格	消 防 設 備 士	種 類 等	交付知事	交付年月日	講習受講状況	
		甲・ 乙 種 類	都道 府 県	交付番号	受 講 地	受 講 年 月
				年 月 日	都道 府 県	年 月
		消 防 設 備 点 検 資 格 者	種 類		交付年月日	再講習受講状況
			交付番号	受 講 年 月		
	特 種		年 月 日	年 月		
			第 号			
	第 1 種		年 月 日	年 月		
			第 号			
	第 2 種		年 月 日	年 月		
			第 号			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 住所、社名及び電話番号の欄は、点検者が会社（会社以外の法人に所属する場合は当該法人）に所属する場合には、当該所属する会社の住所、社名及び電話番号を記入すること。
- 3 資格の欄は、消防設備士又は消防設備点検資格者の区分、種類等、交付年月日、交付番号、交付機関、最新の講習（再講習）受講年月日を記載すること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第十五号

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十六年消防庁告示第九号）第二第一号及び第二号並びに第四の規定に基づき、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和五十年消防庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十四日

消防庁長官 大石 利雄

第二号中「屋内消火栓設備」を「屋内消火栓設備」に改める。

第五号中「泡消火設備」を「泡消火設備」に改める。

第九号中「屋外消火栓設備」を「屋外消火栓設備」に改める。

第三十五号の次に次の一号を加える。

三十六 特定駐車場用泡消火設備の点検の基準及び点検票 別表第三十六及び別記様式第三十六
別表第三十五の次に次の一表を加える。

別表第36 特定駐車場用型泡消火設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 水源

ア 貯水槽

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。

イ 水量

規定量が確保されていること。

ウ 水状

著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がないこと。

エ 給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

オ 水位計

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

カ 圧力計（圧力水槽方式のものに限る。）

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

キ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(2) 加圧送水装置

ア ポンプ方式

(ア) 電動機の制御装置

a 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

b 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

c 表示

適正であること。

d 電圧計及び電流計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

e 開閉器及びスイッチ類

変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

f ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

g 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

h 表示灯

正常に点灯すること。

i 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

j 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

k 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(イ) 起動装置

a 起動用水圧開閉装置

(a) 圧カスイッチ

変形、損傷、端子の緩み等がなく、設定圧力値が設計図書のとおりであること。

(b) 起動用圧力タンク

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がなく、圧力計の指示値が適正であること。

(c) 機能

作動圧力値が適正であること。

b 火災感知装置

(a) 感知器

自動火災報知設備の機器点検の基準に準じ、機能が正常であること。

(ウ) 電動機

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 回転軸

回転が円滑であること。

c 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

d 軸継手

緩み等がなく、機能が正常であること。

e 機能

正常であること。

(エ) ポンプ

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 回転軸

回転が円滑であること。

c 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

d グランド部

著しい漏水がないこと。

e 連成計及び圧力計

正常に作動すること。

f 性能

適正であること。

(オ) 呼水装置

a 呼水槽

変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。

b バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

c 自動給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

d 減水警報装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

e フート弁

吸水に障害となる異物の付着、つまり等がなく、逆止効果が正常であること。

(カ) 性能試験装置

変形、損傷、腐食等がなく、機能が正常であること。

イ 高架水槽方式

変形、損傷、腐食、漏水等がなく、所定の圧力が得られること。

ウ 圧力水槽方式

変形、損傷、腐食、漏水等がなく、所定の圧力が確保されており、かつ、圧力の自然低下防止

装置が正常に作動すること。

(3) 減圧のための措置

減圧弁等に変形、損傷、漏れ等がないこと。

(4) 配管等

ア 管及び管継手

漏れ、変形、損傷等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 支持金具及びつり金具

脱落、曲がり、緩み等がないこと。

ウ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

エ ろ過装置

ろ過網の変形、損傷、異物の堆〔たい〕積等がないこと。

オ 逃し配管

変形、損傷、著しい腐食等がなく、逃し水量が適正であること。

カ 流水検知装置二次側配管（予作動式のものに限る。）

圧力が適正であること。

キ 末端試験弁

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

ク 混合装置試験弁

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

ケ 標識

制御弁及び末端試験弁である旨の標識が適正に設けられていること。

(5) 泡消火薬剤貯蔵槽等

ア 消火薬剤貯蔵槽

変形、損傷、漏液、漏気、著しい腐食等がないこと。

イ 消火薬剤

変質、著しい汚れ等がなく、規定量以上貯蔵されていること。

ウ 圧力計

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

エ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(6) 泡消火薬剤混合装置及び加圧送液装置

ア 外形

変形、損傷、漏水、漏液等がないこと。

イ 泡消火薬剤混合装置（調整機構を有するものに限る。）

調整機構の設定状態が設置時と同じであること。

ウ 加圧送液装置

漏液等が無く、加圧用ポンプを用いるものにあっては、加圧送水装置に準じた点検を行い、機能が正常であると。

(7) 閉鎖型泡水溶液ヘッド等

ア 外形

漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 感知障害

ヘッドの周囲に感熱を妨げるものがないこと。

ウ 放射障害

ヘッドの周囲に散水分布を妨げるものがないこと。

エ 未警戒部分

ヘッドが設けられていない部分がないこと。

オ 適応性

設置場所に適応するヘッドが設けられていること。

(8) 開放型泡水溶液ヘッド等

ア 外形

漏れ、変形、損傷、著しい腐食、つまり等がないこと。

イ 放射障害

ヘッドの周囲に散水分布を妨げるものがないこと。

ウ 未警戒部分

ヘッドが設けられていない部分がないこと。

(9) 感知継手等

ア 外形

漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 感知障害

感知継手の周囲に感熱を妨げるものがないこと。

ウ 未警戒部分

感知継手が設けられていない部分がないこと。

エ 適応性

設置場所に適応する感知継手が設けられていること。

(10) 一斉開放弁（電磁弁を含む。）

漏れ、変形、損傷、著しい腐食、端子の緩み、脱落等がなく、機能が正常であること。

(11) 流水検知装置

ア バルブ本体及び附属品

漏れ、変形、損傷等がなく、圧力計の指示値が適正であり、かつ、機能が正常であること。

イ リターディング・チャンバー

変形、損傷、著しい腐食等がなく、かつ、オートドリップ等による排水が有効であること。

ウ 圧力スイッチ

変形、損傷、端子の緩み等がなく、設定圧力値が設計図書のとおりであり、かつ、作動圧力値が適正であること。

エ 音響警報装置及び表示装置

機能が正常であること。

オ 減圧警報装置

作動圧力及び警報が適正であること。

(12) 泡ヘッド

ア 外形

漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 泡放出障害

ヘッドの周囲に散水分布を妨げるものがないこと。

ウ 未警戒部分

ヘッドが設けられていない部分がないこと。

(13) 耐震措置

アンカーボルト、可とう管継手等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

(14) 制御盤

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 電圧計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

エ 表示

適正であること。

オ 予備品等

予備品、回路図等が備えられていること。

カ スイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

キ ヒューズ類

損傷、熔断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

ク 表示灯

正常に点灯すること。

ケ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等のないこと。

コ 接地

著しい腐食、断線等の損傷がないこと。

サ 予備電源及び非常電源

a 電源の自動切替機能

電源の自動切替機能が正常であること。

b 端子電圧・容量

所定の電圧値及び容量を有していること。

2 総合点検

(1) 起動性能等

流水検知装置又は起動用水圧開閉装置が作動することにより加圧送水装置が起動し、電動機の運転電流値が許容範囲内であり、運転中に不規則、不連続な雑音又は異常な振動、発熱がないこと。

(2) 放射圧力

放射圧力は、使用するヘッドの最低放射圧力以上でかつ最高放射圧力以下であること。

(3) 希釈容量濃度

使用する設備の最低希釈容量濃度以上でかつ最高希釈容量濃度以下であること。

(4) 発泡倍率

5倍以上の発泡倍率であること。

(5) 25%還元時間

60秒以上であること。

別記様式第七（その一）を次のように改める。

別記様式第7

(その1)

ハロゲン化物 (ハロン2402、1211、1301、HFC23、HFC227ea、FK-5-1-12)		(区画名:)	
消火設備点検票		(設備方式: 全域・局所・移動)	
名称		防火管理者	ⓐ
所在		立会者	ⓐ
点検種別	機器・総合	点検年月日	年 月 日～ 年 月 日
点検者	資格番号	点検者所属会社	社名 TEL
	氏名		住所
点検項目		点検結果	
		種別・容量等の内容	判定 不良内容
		措置内容	
機器点検			
蓄圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等	消火剤貯蔵容器	周囲の状況 外形表示・標識	
	※ 消火剤量	本	
	容器弁	外形 安全性	
	安全装置	外形 安全性	
	容器弁開放装置	外形 電気式 ガス圧式	
	指示圧力計		
	連結管・集合管		
加圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等	消火剤貯蔵タンク	周囲の状況 外形表示・標識 安全装置	
	消火剤量	kg	
	放出弁	外形 安全性	
	放出弁開放装置	外形 電気式 ガス圧式	
	バルブ類		
	加圧用ガス容器	周囲の状況 外形表示	
	※ ガス量	本	
加圧用ガス容器等	容器弁	外形 安全性	
	安全装置	外形 安全性	
	容器弁開放装置	外形 電気式 ガス圧式	
	圧力調整器		
	連結管・集合管		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
 6 ※印のあるものは、(その5)に容器ごとの点検結果を記入すること。

別記様式第七（その二）を次のように改める。

別記様式第7

ハロゲン化物消火設備（その2）

起 動 用 ガ ス 容 器 等	起 動 用 器	外 形 表 示					
	※	ガ ス 量	本				
	容 器 弁	外 形 安 全 性					
	安 全 装 置	外 形 安 全 性					
	容 器 弁 開 放 装 置	外 形 電 気 式 手 動 式					
選 択 弁	本 体	外 形 表 示 機 能					
		外 形 電 気 式					
		ガ ス 圧 式					
	操 作 管 ・ 逆 止 弁	外 形 機 能					
起 動 装 置	手 動 式 起 動 装 置	周 囲 の 状 況 操 作 箱 表 示 電 源 表 示 灯 音 響 警 報 起 動 用 ス イ ッ チ 放 出 用 ・ 非 常 停 止 用 ス イ ッ チ 表 示 灯 保 護 カ バ ー					
		自 起 動 装 置	火 災 感 知 装 置	専 用 兼 用			
			自 動 ・ 手 動 切 替 装 置				
			自 動 ・ 手 動 切 替 表 示 灯				
		警 報 装 置	外 形 音 響 警 報 音 声 警 報				
	制 御 盤	周 囲 の 状 況 外 形 表 示 電 圧 計 開 閉 器 ・ ス イ ッ チ 類 ヒ ュ ー ズ 類 繼 電 器 表 示 灯 結 線 接 続 接 地 遅 延 装 置 自 動 ・ 手 動 切 替 機 能 放 出 制 御 機 能 制 御 盤 用 音 響 警 報 装 置 予 備 品 等		V	A	秒	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
 6 ※印のあるものは、（その5）に容器ごとの点検結果を記入すること。

別記様式第八（その一）を次のように改める。

別記様式第 8

(その 1)

粉末消火設備点検票 (区画名:) (設備方式: 全域・局所・移動)					
名称		防火管理者	㊟		
所在		立会者	㊟		
点検種別	機器・総合	点検年月日	年 月 日～ 年 月 日		
点検者	資格番号	点検者 所属会社	社名 TEL		
	氏名		住所		
点検項目		点検結果		措置内容	
		種別・容量等の内容	判定		不良内容
機器点検					
蓄圧式粉末消火剤貯蔵容器等	消火剤貯蔵容器	周囲の状況 外形表示・標識			
	※ 消火剤	量	本		
	容器弁	外形 安全性			
	安全装置	外形 安全性			
	容器弁開放装置	外形 電気式 ガス圧式			
	指示圧力計		MPa		
	バルブ類 連結管・集合管				
	消火剤貯蔵タンク	周囲の状況 外形表示・標識 安全装置			
	消火剤	量	kg		
	放出弁 開放装置	外形 電気式 ガス圧式			
加圧式粉末消火剤貯蔵容器等	加圧用ガス容器	周囲の状況 外形表示			
	※ ガス	量	本		
	容器弁	外形 安全性			
	安全装置	外形 安全性			
	容器弁開放装置	外形 電気式 ガス圧式			
	圧力調整器				
	バルブ類 連結管・集合管				
	定圧作動装置				

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
 - 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 - 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 - 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
 - ※印のあるものは、(その 5) に容器ごとの点検結果を記入すること。

別記様式第八（その二）を次のように改める。

別記様式第 8

粉末消火設備 (その 2)

起 動 用 ガ ス 容 器 等	起 動 用 器	外 形 示 表				
	※	ガ ス 量	本			
	容 器 弁	外 形 安 全 性				
	安 全 装 置	外 形 安 全 性				
	容 器 弁 開 放 装 置	外 形 電 気 式 手 動 式				
選 択 弁	本 体	外 形 示 表				
		機 能				
		機 能				
	開 放 装 置	外 形 電 気 式				
		ガ ス 圧 式				
操 作 管 ・ 逆 止 弁	外 形 機 能					
起 動 装 置	手 動 式 起 動 装 置	周 囲 の 状 況				
		操 作 箱				
		表 示 灯				
		電 源 表 示 灯				
		音 響 警 報 起 動 用 スイッチ				
		放 出 用 ・ 非 常 停 止 用 スイッチ				
		表 示 灯				
	保 護 カ バ ー					
	自 動 式 起 動 装 置	火 災 感 知 装 置	専 用 兼 用			
		自 動 ・ 手 動 切 替 装 置				
自 動 ・ 手 動 切 替 表 示 灯						
警 報 装 置	外 形					
	音 響 警 報					
	音 声 警 報					
制 御 盤	周 囲 の 状 況					
	外 形 示 表					
	電 圧 計	V				
	開 閉 器 ・ スイッチ類					
	ヒ ュ ー ズ 類	A				
	繼 電 器					
	表 示 灯					
	結 線 接 続					
	接 地					
	遅 延 装 置	秒				
	自 動 ・ 手 動 切 替 機 能					
	予 備 品 等					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
- 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
- 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
- 6 ※印のあるものは、(その 5) に容器ごとの点検結果を記入すること。

別記様式第三十五の次に次の一様式を加える。

特定駐車場用泡消火設備点検票						
名称			防火 管理者	⑩		
所在			立会者	⑩		
点検種別	機器・総合	点検年月日	年 月 日 ~ 年 月 日			
点検者	資格 番号	点検者 所属会社	社名 TEL			
	氏名		住所			
点検 設備名	ポンプ	製造者名	電動機	製造社名		
		型式等		型式等		
点検項目		点検結果			措置内容	
		種別・容量等の内容	判定	不良内容		
機器点検						
水 源	貯水槽		種別			
	水量		m ³			
	水状					
	給水装置					
	水位計					
	圧力計					
	バルブ類					
加 圧 送 水 装 置	電動機 の 制 御 装 置	周囲の状況				
		外形				
		表示				
		電圧計・電流計		V A		
		開閉器・スイッチ類				
		ヒューズ類		A		
		継電器				
		表示灯				
		結線接続				
		接地				
予備品等						

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
- 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
- 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

加 圧 送 水 装 置	起 動 装 置	起 動 用 水 圧 開 閉 装 置	圧 力	設定圧力	MPa			
			ス イ ッ チ					
			起 動 用 圧 力		MPa			
	火 災 感 知 装 置	感 知 器	機 能	作動圧力	MPa			
			専 用 兼 用					
	電 動 機	外 形						
		回 転 軸						
		軸 受 部						
		軸 継 手						
		機 能						
	ポ ン プ	外 形						
		回 転 軸						
		軸 受 部						
		グ ラ ン ド 部						
		連 成 計 ・ 圧 力 計						
	性 能		MPa	L/min				
	呼 水 装 置	呼 水 槽		L				
		バ ル ブ 類						
		自 動 給 水 装 置						
		減 水 警 報 装 置						
フ ー ト 弁								
性 能 試 験 装 置								
高 架 水 槽 方 式								
圧 力 水 槽 方 式								

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
- 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
- 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

減 圧 の た め の 措 置				
配 管 等	管 ・ 管 継 手			
	支 持 金 具 ・ つ り 金 具			
	バ ル ブ 類			
	ろ 過 装 置			
	逃 し 配 管			
	流 水 検 知 装 置 二 次 側 配 管 (予 作 動 式 の も の に 限 る 。)			
	末 端 試 験 弁			
	混 合 装 置 試 験 弁			
	標 識			
泡 消 火 薬 剤 貯 蔵 槽 等	消 火 薬 剤 貯 蔵 槽			
	消 火 薬 剤			
	圧 力 計			
	バ ル ブ 類			
泡 消 火 薬 剤 混 合 装 置 及 び 加 圧 送 液 装 置	外 形			
	泡 消 火 薬 剤 混 合 装 置			
	加 圧 送 液 装 置			
閉 鎖 型 泡 水 溶 液 ヘ ッ ド 等	外 形			
	感 知 障 害			
	放 射 障 害			
	未 警 戒 部 分 適 応 性			
開 放 型 泡 水 溶 液 ヘ ッ ド 等	外 形			
	放 射 障 害			
	未 警 戒 部 分			
感 知 継 手 等	外 形			
	感 知 障 害			
	未 警 戒 部 分			
	適 応 性			
一 斉 開 放 弁 (電 磁 弁 等 を 含 む)				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
- 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
- 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

流水検知装置	バルブ本体等		MPa			
	リターディング・チャンバー					
	圧力スイッチ	設定圧力	作動圧力			
		MPa	MPa			
	音響警報装置・表示装置					
減圧警報装置						
泡ヘッド	外形					
	泡放出障害					
	未警戒部分					
耐震措置						
制御盤	周囲の状況					
	外形					
	電圧計					
	表示					
	予備品等					
	スイッチ類					
	ヒューズ類					
	表示灯					
	結線接続					
	接地					
	予備電源及び非常電源	電源の自動切替機能				
端子電圧・容量						

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
 - 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 - 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 - 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

総 合 点 検				
起 動 性 能 等				
放 射 圧 力	備考欄表参照			
希 積 容 量 濃 度		%		
発 泡 倍 率		倍		
25% 還 元 時 間		Sec		
備 考	放射試験の実施階記入欄			
	階	最遠(階)	任意の階(階)	
	放射圧力	MPa	MPa	
備 考	屈折率計の読みと希釈容量濃度（混合率）			
測 定 機 器	機 器 名	型 式	校 正 年 月 日	製 造 者 名

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
- 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
- 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

附 則

この告示は公布の日から施行する。

○消防庁告示第十六号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第五項の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件（平成十六年消防庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十四日

消防庁長官 大石 利雄

第一号の表に次のように加える。

第二類の甲種消防設備士又は乙種消防設備士	特定駐車場用泡消火設備
----------------------	-------------

第二号の表中「及び共同住宅用連結送水管」を「、共同住宅用連結送水管及び特定駐車場用泡消火設備」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第十七号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件（平成十六年消防庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十四日

消防庁長官 大石 利雄

第二第一号(六)中「特定小規模施設用自動火災報知設備」の下に「すべての感知器が無線によって火災信号又は火災情報信号を発信するものであって、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成二十年消防庁告示第二十五号）第二第五号ただし書の規定により受信機を設置しないものを除く。第三第一号(六)において同じ。」を加える。

第二第一号中「(一)から(七)まで」を「(一)から(八)まで」に改め、同号に次のように加える。

(八) 特定駐車場用泡消火設備

第三第一号中「(一)から(七)まで」を「(一)から(八)まで」に改め、同号に次のように加える。

(八) 特定駐車場用泡消火設備

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二第一号(六)の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

○消防庁告示第十八号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十三条の三第二項及び第四項の規定に基づき、消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類を定める件（平成十六年消防庁告示第十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十四日

消防庁長官 大石 利雄

第二の表に次のように加える。

特定駐車場用泡消火設備

第二類の甲種消防設備士

第三の表に次のように加える。

特定駐車場用泡消火設備

第二類の乙種消防設備士

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第十九号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十四条第一項第六号へ、第三十条の三第四号ホ及び第三十一条第四号の二の規定に基づき、スプリンクラー設備等の送水口の基準（平成十三年消防庁告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十四日

消防庁長官 大石 利雄

第二第一号を次のように改める。

- 一 結合金具は、差込式又はねじ式のものとし、その構造は、差込式のものにあつては消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十三号）第八条に規定する呼称六十五の差込式受け口に、ねじ式のものにあつては同令第十条に規定する呼称六十五のねじ式受け口に適合するものであること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第二十号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第一号の二の規定に基づき、屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十四日

消防庁長官 大石 利雄

第十の表中玉型弁の項の次に次のように加える。

ボール弁	
二十五	三十
四・〇	六・〇

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

蓄電池設備の基準の一部を改正する件 新旧対照表
 ○ 蓄電池設備の基準（昭和四十八年消防庁告示二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二 構造及び性能</p> <p>一 蓄電池設備の構造及び性能は、次に定めるところによる。</p> <p>(一)～(九) (略)</p> <p>(十) 容量は、最低許容電圧（蓄電池の性能を保持するために最低限度必要な電圧をいう。以下同じ。）になるまで放電した後二十四時間充電し、その後充電を行うことなく消防用設備等を、当該消防用設備等ごとに定められた時間以上有効に監視、制御、作動等を行うことができるものであること。</p> <p>二 蓄電池設備の蓄電池の構造及び性能は、次に定めるところによる。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 国際電気標準会議規格六一九五―二（密閉形ニッケル・水素蓄電池）に適合するもの</p> <p>(三) リチウムイオン蓄電池は、次のいずれかに該当するもの又</p>	<p>第二 構造及び性能</p> <p>一 蓄電池設備の構造及び性能は、次に定めるところによる。</p> <p>(一)～(九) (略)</p> <p>(十) 容量は、最低許容電圧（蓄電池の公称電圧の八十パーセントの電圧をいう。）になるまで放電した後二十四時間充電し、その後充電を行うことなく消防用設備等を、当該消防用設備等ごとに定められた時間以上有効に監視、制御、作動等を行うことができるものであること。</p> <p>二 蓄電池設備の蓄電池の構造及び性能は、次に定めるところによる。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 国際電気標準会議規格六一九五―二（密閉形ニッケル・水素蓄電池）に適合するもの。</p> <p>(三) リチウムイオン蓄電池は、電気用品の技術上の基準を定め</p>

はこれらと同等以上の構造及び性能を有するものであること。

イ 電気用品の技術上の基準を定める省令（平成二十五年経済産業省令第三十四号）の規定に適合し、かつ、JISC八七一一（ポータブル機器用リチウム二次電池）に適合するもの。

ロ JISC八七一一（産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム第一部）及びJISC八七一五―二（産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム第二部）に適合するもの。

（四）七（略）

（八）リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池の最低許容電圧は、公称電圧の八十パーセントの電圧であること。

三〇六（略）

第三 表示

蓄電池設備には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする。

一〇五（略）

六 リチウムイオン蓄電池を用いるものにあつては、組電池当たりの公称電圧及び定格容量並びに蓄電池の最低許容電圧

る省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号）別表第九リチウムイオン蓄電池に適合し、かつ、JISC八七一一（ポータブル機器用リチウム二次電池）に適合するもの又はこれと同等以上の構造及び性能を有するものであること。

（四）七（略）

（新設）

三〇六（略）

第三 表示

蓄電池設備には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする。

一〇五（略）

六 リチウムイオン蓄電池を用いるものにあつては、組電池当たりの定格電圧及び定格容量



○ 消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件 新旧対照表
 ○ 消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件（平成元年消防庁告示第四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>消防用設備等試験結果報告書の様式は、消防用設備等の種類及び非常電源の種類並びに配線及び総合操作盤の別に応じ次のとおりとする。</p> <p>一 三十七 （略）</p> <p>三十八 特定駐車場用泡消火設備試験結果報告書 別記様式第三十八</p>	<p>消防用設備等試験結果報告書の様式は、消防用設備等の種類及び非常電源の種類並びに配線及び総合操作盤の別に応じ次のとおりとする。</p> <p>一 三十七 （略）</p>

<p>（略）</p>	<p>消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常電源（配線の部分を除く。）、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、共同住宅用連結送水管、特定小規模施設用自動火災報知設備、加圧防排煙設備、複合型居住施設用自動火災報知設備並びに特定駐車場用泡消火設備</p>	<p>（略）</p>	<p>総合点検</p>	<p>（略）</p>	<p>一年</p>
------------	--	------------	-------------	------------	-----------

<p>（略）</p>	<p>消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常電源（配線の部分を除く。）、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、共同住宅用連結送水管並びに特定小規模施設用自動火災報知設備、加圧防排煙設備並びに複合型居住施設用自動火災報知設備</p>	<p>（略）</p>	<p>総合点検</p>	<p>（略）</p>	<p>一年</p>
------------	--	------------	-------------	------------	-----------

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件
 新旧対照表

○ 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和五十年消防
 庁告示第十四号）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式は、消防用設備等の種類及び非常電源の種類並びに配線及び総合操作盤の別に応じ、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 屋内消火栓設備の点検の基準及び点検票 別表第二及び別記様式第二</p> <p>三 四（略）</p> <p>五 泡消火設備の点検の基準及び点検票 別表第五及び別記様式第五</p> <p>六 八（略）</p> <p>九 屋外消火栓設備の点検の基準及び点検票 別表第九及び別記様式第九</p> <p>十 三十五（略）</p> <p>三十六 特定駐車場用泡消火設備の点検の基準及び点検票 別表第三十六及び別記様式第三十六</p>	<p>消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式は、消防用設備等の種類及び非常電源の種類並びに配線及び総合操作盤の別に応じ、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 屋内消火栓設備の点検の基準及び点検票 別表第二及び別記様式第二</p> <p>三 四（略）</p> <p>五 泡消火設備の点検の基準及び点検票 別表第五及び別記様式第五</p> <p>六 八（略）</p> <p>九 屋外消火栓設備の点検の基準及び点検票 別表第九及び別記様式第九</p> <p>十 三十五（略）</p> <p>（新設）</p>

別表第一～第三十五 (略)
別表第三十六

別表第一～第三十五 (略)
(新設)

消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件の一部を改正する件 新旧対照表

○ 消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件（平成十六年消防庁告示第十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
一 （略）	消防設備士の種類及び指定区分	一 （略）	消防設備士の種類及び指定区分
二 （略）	消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類	二 （略）	消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類
第二類の甲種消防設備士又は乙種消防設備士	（略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略）	（略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略）	（略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略）
特定駐車場用泡消火設備	（略）	（略）	（略）

(略)	(略)	第一種消防 設備点検査 格者	(略)	検査格者の 種類		
					(略)	必要とされる 防火安全性能 を有する消防 の用に供する 設備等
					(略)	

(略)	(略)	第一種消防 設備点検査 格者	(略)	検査格者の 種類		
					(略)	必要とされる 防火安全性能 を有する消防 の用に供する 設備等
					(略)	

消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件の一部を改正する件 新旧対照表

○ 消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件（平成十六年消防庁告示第十四号）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものを次のとおり定める。</p> <p>第一（略）</p> <p>第二（略）</p> <p>一（略）</p> <p>次の（一）から（八）までに掲げるもの</p> <p>（一）（五）（略）</p> <p>（六） 特定小規模施設用自動火災報知設備（すべての感知器が無線によって火災信号又は火災情報信号を発信するものであって、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成二十年消防庁告示第二十五号）第二第五号ただし書の規定により受信機を設置しないものを除く。第三第一号（六）において同じ。）</p> <p>（八） 特定駐車場用泡消火設備</p>	<p>消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものを次のとおり定める。</p> <p>第一（略）</p> <p>第二（略）</p> <p>一（略）</p> <p>次の（一）から（七）までに掲げるもの</p> <p>（一）（五）（略）</p> <p>（六） 特定小規模施設用自動火災報知設備</p>

二 (略)

第三 (略)

一 (略)

次の(一)から(八)までに掲げるもの

(一) (七) (略)

(八) 特定駐車場用泡消火設備

二 (略)

二 (略)

第三 (略)

一 (略)

次の(一)から(七)までに掲げるもの

(一) (七) (略)

二 (略)

○ 消防設備士が行うことができる必要がある防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類を定める件（平成十六年消防庁告示第十五号）

○ 消防設備士が行うことができる必要がある防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類を定める件（平成十六年消防庁告示第十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
第一（略）	第二（略）	第一（略）	第二（略）
必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の種別	指定区分	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の種別	指定区分
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
特定駐車場用泡消火設備	第二類の甲種消防設備士		
第三（略）	第三（略）	第三（略）	第三（略）
必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する	指定区分	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する	指定区分

特定駐車場用泡消火設備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	設備等の種別
第二類の乙種消防設備士	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	設備等の種別
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

スプリンクラー設備等の送水口の基準の一部を改正する件 新旧対照表
 ○ スプリンクラー設備等の送水口の基準（平成十三年消防庁告示第三十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十四条第一項第六号へ、第三十条の三第四号ホ及び第三十一条第四号の二の規定に基づき、スプリンクラー設備等の送水口の基準を次のとおり定める。</p> <p>第一 スプリンクラー設備等の送水口の基準</p> <p>第二 構造及び機能</p> <p>送水口の構造及び機能は、次に定めるところによる。</p> <p>一 結合金具は、差込式又はねじ式のものとし、その構造は、差込式のものにあつては消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十三号）第八条に規定する呼称六十五の差込式受け口に、ねじ式のものにあつては同令第十条</p> <p>に規定する呼称六十五のねじ式受け口に適合するものであること。</p>	<p>消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十四条第一項第六号へ、第三十条の三第四号ホ及び第三十一条第四号の二の規定に基づき、スプリンクラー設備等の送水口の基準を次のとおり定める。</p> <p>第一 スプリンクラー設備等の送水口の基準</p> <p>第二 構造及び機能</p> <p>送水口の構造及び機能は、次に定めるところによる。</p> <p>一 結合金具は、差込式又はねじ式のものとし、その構造は、差込式のものにあつては消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成四年自治省令第二号）第六条</p> <p>に規定する呼称六十五の 受け口に、ねじ式のものにあつては消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成四年自治省令第三号）第六条に規定する呼称六十五の 受け口に適合するものであること。</p>

二〇六 (略)
第三〇第八 (略)

二〇六 (略)
第三〇第八 (略)

○ 屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準の一部を改正する件 新旧対照表
 屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成二十五年消防庁告示第二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案						現 行										
第十 消火栓弁の等価管長 消火栓弁の弁箱は、水により等価管長を測定した場合に、その値が、次の表の上欄に掲げる消火栓弁の形状及び同表中欄に掲げる呼称に応じ、同表下欄に掲げる数値以下でなければならない。						第十 消火栓弁の等価管長 消火栓弁の弁箱は、水により等価管長を測定した場合に、その値が、次の表の上欄に掲げる消火栓弁の形状及び同表中欄に掲げる呼称に応じ、同表下欄に掲げる数値以下でなければならない。										
												形状		呼称		等価管長（メートル）
アングル弁						アングル弁										
六十五	五十	四十	三十	二十五	六・〇	六十五	五十	四十	三十	二十五	六・〇	十五・〇	十・〇	八・〇	七・〇	六・〇

玉型弁										
九十度型					百八十度型					
二十五	六十五	五十	四十	三十	二十五	六十五	五十	四十	三十	二十五
四・〇	二十七・〇	二十一・〇	十九・〇	十五・〇	十二・〇	二十四・〇	十八・〇	十六・〇	十二・〇	九・〇

玉型弁										
九十度型					百八十度型					
六十五	五十	四十	三十	二十五	六十五	五十	四十	三十	二十五	二十五
二十七・〇	二十一・〇	十九・〇	十五・〇	十二・〇	二十四・〇	十八・〇	十六・〇	十二・〇	九・〇	九・〇

ボ
ー
ル
弁

三
十

六
・
〇